

## \*\*\* 日本学生支援機構奨学金 \*\*\*

### 「奨学金継続願」の提出(入力)について【重要】

#### ■ 現在既に奨学生である方対象 ■

#### 奨学金継続手続きについて

2020年4月以降も継続して奨学金の貸与・給付を希望する方は、下記により関係資料を受け取ったうえ、スカラネット・パーソナルを通じて「奨学金継続願」の提出(入力)をしてください(入力期限は資料に記載)。

**！注意！ 入力がない場合は、2020年4月以降自動的に廃止となります。**

#### 奨学金継続手続き対象者

2019年10月末時点の日本学生支援機構奨学生(2019年度内に奨学金交付期間満了となる者、11月以降の新規採用者、休・停止中の者を除く)

※奨学金の辞退や、休学、退学予定の場合も、**継続手続きや異動手続きが必要**となります。該当の方は必ず手続きについて確認してください。

また、**減額のため実質受給していない給付奨学生の方も対象**です。

※**修学支援新制度(新しい給付奨学金)に申請中の方も、現在奨学生であれば今受給している奨学金の継続手続きが必要です。**

#### 手続き書類の配付について

該当する方法で受領してください。

①過去に継続手続きを行った貸与奨学生(2018年度以前採用の貸与奨学生)、および**全ての給付奨学生**

**下記配付期間に学生生活課窓口まで来てください。**

**資料配布期間：2019年12月19日(木)～2020年1月24日(金)**

**窓口対応時間：8:30～18:00(授業期間外は17:00まで)**

②はじめて継続手続きを行う貸与奨学生(2019年度採用の貸与奨学生)

**「【貸与奨学金】継続・適格認定説明会」に出席して下さい。**

入力の留意点や誤りやすい事例、学校審査について説明します。

**説明会日時：2019年12月19日(木)・20日(金) 各17:00～17:30**

●いずれか1日都合の良い日に出席してください。

**説明会会場：E棟1階 E109教室**

※学部時に継続手続きを行った大学院生も、入力内容が異なるため可能な限り出席してください。また、2018年度以前採用の方も説明会に出席可能です。